

●香川県監査委員公表第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成25年8月23日

香川県監査委員 林 勲
同 鍋 嶋 明 人
同 山 田 正 芳
同 十 河 直

- 1 監査対象部局 環境森林部
- 2 監査対象年度 平成24年度
- 3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措置の状況
指導注意事項	<p>ア 毒物・劇物の管理について 薬品ごとに購入、使用した際の受払簿が作成されていなかった。（直島環境センター）</p> <p>イ 任意団体等の自主検査について 県に事務局を置く任意団体等の会計事務を県が行う場合は、所属長が年2回以上、無通告で自主検査を実施することとされているが、自主検査ができていない団体があった。（廃棄物対策課）</p>	<p>ア 毒物・劇物の管理について 従来から定期管理を行っている薬品在庫表に加えて、薬品ごとに受入・払出数量等をその都度管理する毒物・劇物管理簿を直ちに作成した。 今後は、直島環境センター毒物劇物危害防止規程を遵守し、管理責任者による、より適正な管理が行われるよう徹底する。</p> <p>イ 任意団体等の自主検査について 直ちに1回目の自主検査を実施した。 今後は、所属長が年2回以上、無通告で自主検査を実施する。</p>